

医療費の適正化にご協力

■一人あたりの医療費が増加傾向
誰もが安心して医療を受けられる制度を維持することが大切です。一人ひとりが医療機関などの適正受診に加え、特定健診や各種検診の積極的な受診により病気の早期発見と早期治療、予防と健康づくりを心がけましょう。

■ジェネリック医薬品の使用
ジェネリック医薬品は、先発医薬品の特許が切れた後に販売される同じ有効成分を持つ比較的安い薬のことです。同医薬品に切り替える場合は、かかりつけ医にご相談ください。

■交通事故などにあった場合
万が一、交通事故などにあった場合、早期に治療するため保険証を使用することができます。ただし、相手方のある交通事故などの場合は、必ず、役場への届け出をお願いします。相手方のある交通事故などでは、本来、その加害者が医療費を負担することが原則です。

す。届け出がないと、国保が負担したままになり、国保税に影響を及ぼします。なお、加害者への請求は、後日、役場が行ないます。

柔道整復師（接骨院・整骨院）の施術には保険証が使える場合と使えない場合があります

柔道整復師による施術は、すべてが健康保険で受けられるわけではなく、ある一定の条件を満たした場合のみ対象です。自分の症状が条件に当てはまるか確認してから施術を受けましょう。

【保険証が使える場合】

- ねん挫、打撲、肉離れ（負傷した患部の回復を目的とするとき）
- 骨折、脱臼（応急手当を除き、医師の同意が必要）

【保険証が使えない場合／全額自己負担】

- 日常生活における単純な筋肉痛や筋肉疲労、肩こり、腰痛、体調不良
- 神経痛、リュウマチ、関節炎、ヘルニアなど病気が原因の痛み
- 保険医療機関で治療中のもの
- 症状の改善が見られない、長期にわたる漫然とした施術

【年末年始】役場庁舎などの業務日程をお知らせします

施設名	令和6年12月					令和7年1月					
	27日(金)	28日(土)	29日(日)	30日(月)	31日(火)	1日(祝)	2日(木)	3日(金)	4日(土)	5日(日)	6日(月)
役場庁舎	○	休	休	休	休	休	休	休	休	休	○
ごみ収集	○	○	○	○	○	休	休	休	○	休	○
野田川衛生プラント	○	休	休	休	休	休	休	休	休	休	○
クリーンセンター	○	○	○	○	○	休	休	休	○	休	○
国保診療所	○	休	休	休	休	休	休	※1	休	休	○
クアハウス岩滝	○	○	○	○	休	休	休	休	○	○	○
図書館（本館・分室）	○	休	休	休	休	休	休	休	休	○	※2
グラウンド・体育館	○	○	休	休	休	休	休	休	○	○	○

※1・・・休日当番医 ※2・・・野田川分室のみ開館

- 役場庁舎の休業中は、諸証明の発行や公共料金の受け取りはできません。
- 婚姻届や死亡届などの戸籍届は役場野田川庁舎のみでお待ちしております。

国民健康保険の適正化にご協力ください

問 保険課 ☎ 43-9022

国民健康保険（以下、国保）は、病気やケガのときに医療機関などを受診できるように、皆さんでお金を出し合い、助け合う制度です。年々被保険者数の減少と、医療の高度化に伴う医療費の増加により厳しい財政運営となっています。適正な国保運営を行うために、皆さまのご理解とご協力をお願いします。

国保への加入・脱退の届け出は忘れずに

次のような場合は、国保への届け出が必要となります。なお、マイナンバーカードを保険証として利用している場合も手続きが必要です。

【国保に加入するとき】

- 他市町村から転入したとき
- 職場の健康保険をやめた、または被扶養者から外れたとき
- 子どもが産まれたとき
- 生活保護を受けなくなったとき

【国保を脱退するとき】

- 他市町村に転出したとき
- 職場の健康保険に加入した、または被扶養者になったとき
- 死亡したとき

●生活保護を受けたとき

【その他】

- 住所、氏名、世帯主が変わった
- 就学のため他市町村に転出する
- 世帯分離・合併をした

次の事項に該当しないか確認をお願いします

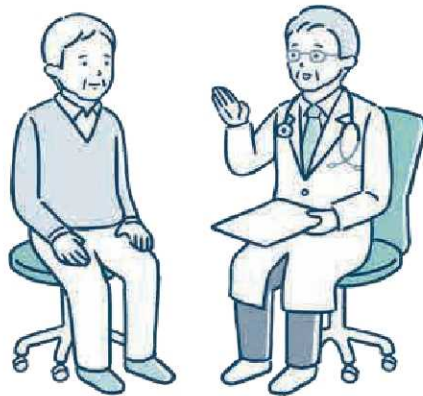
会社を退職して、国保に加入するとき

退職した方が国保に加入するとき、資格喪失日が分かる書類が必要になります。退職した事業所から「資格喪失証明書」を受け取ってください。

社会保険などの被扶養者になれませんか？

お子さんが職場の健康保険に加入し、その世帯に同居する方の収入が一定額以下であれば、お子さんの健康保険の被扶養者になれる場合があります。この場合、お子さんの保険料が増加することなく、国保喪失により国保税もかかりません。このような例に該当しないかご確認ください。なお、加入条件などは、勤め先または加入している健康保険の保険者にお問い合わせください。

※後期高齢者医療制度に加入している方は該当しません



注意事項

- 転出または職場の健康保険に加入した場合、国保を脱退する届け出をしないと国保の資格が残ったまま保険税が二重にかかります。
- 国保資格を喪失した場合、直ちに保険証の使用を中止し返却してください（資格喪失後に国保の保険証を使って受診したとき、医療費の7割または8割を後日請求する場合があります）。